

## 富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を改正する 条例の制定についての要旨

### 1. 改正の理由

今回の手数料条例改正につきましては、建築基準法の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い改正するものです。

### 2. 主な改正内容（項の追加、額の変更）

（1）建築基準法の改正は、既存建築ストックの活用を目的として、大規模な建築物等に係る制限を合理化するもので、これに係る手数料を追加します。

別表53の項から80の項までを4項ずつ繰り下げ、52の項の次に下表の4項を加え、併せて、項ずれに伴う整理をするものです。

53	全体計画の認定（増築等）	27,000円
54	全体計画の変更の認定	27,000円
55	全体計画の認定（用途変更）	27,000円
56	使用許可（用途変更）	120,000円

（2）消費税法の改正により消費税率が8%から10%に変わります。長期優良住宅、低炭素住宅、省エネ建築物の計画の認定の際、併せて構造計算適合性判定の審査の申出を行う場合があり、構造計算適合性判定に係る手数料は指定構造計算適合性判定機関に委託するため、消費税が含まれます。消費税の増額分を手数料に反映するため、下表の項中の金額を変更するものです。

項	構造計算適合性判定の加算額	改正前	改正後
64、66、	下記以外	171,480円	174,600円
71、73、 76、78	国土交通大臣認定プログラムの構造計算	118,560円	120,700円

### 3. 施行期日

この改正は令和元年10月1日から施行するものです。

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

新			旧		
別表（第2条関係） 1～52（略）			別表（第2条関係） 1～52（略）		
53	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく 全体計画の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円		(新設)	
54	建築基準法第86条の8第3項（同法第87条 の2第2項において準用する場合を含む。）の規 定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対す る審査	1件につき 27,000円		(新設)	
55	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく 用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定の 申請に対する審査	1件につき 27,000円		(新設)	
56	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく 用途を変更して興行場等とする建築物の使用に 係る許可の申請に対する審査	1件につき 120,000円		(新設)	
57	(略)	(略)	53	(略)	(略)
58	(略)	(略)	54	(略)	(略)
59	(略)	(略)	55	(略)	(略)
60	(略)	(略)	56	(略)	(略)
61	(略)	(略)	57	(略)	(略)
62	(略)	(略)	58	(略)	(略)
63	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条 第1項から第3項までの規定に基づく長期優良 住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（ <u>6 1の項、62の項及び64の項</u> に規定する審査 を除く。）	(略)	59	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条 第1項から第3項までの規定に基づく長期優良 住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（ <u>5 7の項、58の項及び60の項</u> に規定する審査 を除く。）	(略)

	ア～イ (略)			ア～イ (略)	
<b>64</b>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 (同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。)</p> <p>ア イ以外の場合</p> <p>イ 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく建築物に関する計画の構造計算適合性判定 (以下「構造計算適合性判定」という。) の実施の申出を伴う場合</p>	<p>次に掲げる額</p> <p><b>61の項、62の項又は63の項</b>に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p> <p><b>61の項、62の項又は63の項</b>に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2) 以外のもの <b>174,600円</b></p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの <b>120,700円</b></p>		<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 (同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。)</p> <p>ア イ以外の場合</p> <p>イ 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく建築物に関する計画の構造計算適合性判定 (以下「構造計算適合性判定」という。) の実施の申出を伴う場合</p>	<p>次に掲げる額</p> <p><b>57の項、58の項又は59の項</b>に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p> <p><b>57の項、58の項又は59の項</b>に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2) 以外のもの <b>171,480円</b></p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの <b>118,560円</b></p>
<b>65</b>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 (<b>66の項</b>に</p>	<p><b>61の項、62の項又は63の項</b>に定める額に2分の1を乗じて得た額</p>		<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 (<b>62の項</b>に</p>	<p><b>57の項、58の項又は59の項</b>に定める額に2分の1を乗じて得た額</p>

	規定する審査を除く。)			規定する審査を除く。)		
<b>66</b>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項で準用する同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）</p> <p>ア イ以外の場合</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合</p>	<p>次に掲げる額</p> <p><b>61の項、62の項又は63の項</b>に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p> <p><b>61の項、62の項又は63の項</b>に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2) 以外のもの <b>174,600円</b></p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの <b>120,700円</b></p>		<b>62</b>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項で準用する同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）</p> <p>ア イ以外の場合</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合</p>	<p>次に掲げる額</p> <p><b>57の項、58の項又は59の項</b>に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p> <p><b>57の項、58の項又は59の項</b>に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2) 以外のもの <b>171,480円</b></p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの <b>118,560円</b></p>
<b>67</b>	(略)	(略)		<b>63</b>	(略)	

<b>68</b>	(略)	(略)	<b>64</b>	(略)	(略)
<b>69</b>	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。） ア (略) イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 （ア）申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この項及び <b>70の項</b> において「申請住戸数」という。）が1戸のもの （イ）～（オ） (略) ウ (略)	(略)	<b>65</b>	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。） ア (略) イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 （ア）申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この項及び <b>66の項</b> において「申請住戸数」という。）が1戸のもの （イ）～（オ） (略) ウ (略)	(略)
<b>70</b>	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（ <b>69の項及び71の項</b> に規定する審査を除く。） ア～オ (略)	(略)	<b>66</b>	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（ <b>65の項及び67の項</b> に規定する審査を除く。） ア～オ (略)	(略)
<b>71</b>	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。） ア イ以外の場合	次に掲げる額  <b>69の項又は70の項</b> に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額	<b>67</b>	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。） ア イ以外の場合	次に掲げる額  <b>65の項又は66の項</b> に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額

	イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	<p><u>69の項又は70の項</u>に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2) 以外のもの <b>174,600円</b></p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの <b>120,700円</b></p>		イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	<p><u>65の項又は66の項</u>に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2) 以外のもの <b>171,480円</b></p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの <b>118,560円</b></p>
<b>72</b>	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 ( <u>73の項</u> に規定する審査を除く。)	<u>69の項又は70の項</u> に定める額に2分の1を乗じて得た額	<b>68</b>	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 ( <u>69の項</u> に規定する審査を除く。)	<u>65の項又は66の項</u> に定める額に2分の1を乗じて得た額
<b>73</b>	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 (同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。) ア イ以外の場合 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	次に掲げる額  <u>69の項又は70の項</u> に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額 <u>69の項又は70の項</u> に定め	<b>69</b>	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 (同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。) ア イ以外の場合 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	次に掲げる額  <u>65の項又は66の項</u> に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額 <u>65の項又は66の項</u> に定め

	合	<p>る額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2)以外のもの <b>174,600円</b></p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの <b>120,700円</b></p>		合	<p>る額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2)以外のもの <b>171,480円</b></p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの <b>118,560円</b></p>
<b>74</b>	(略)	(略)	<b>70</b>	(略)	(略)
<b>75</b>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 ( <u>74の項及び76の項</u> に規定する審査を除く。) ア～ウ (略)	(略)	<b>71</b>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 ( <u>70の項及び72の項</u> に規定する審査を除く。) ア～ウ (略)	(略)
<b>76</b>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (同法第30条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。) ア イ以外の場合	次に掲げる額  <u>74の項又は75の項</u> に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項	<b>72</b>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (同法第30条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。) ア イ以外の場合	次に掲げる額  <u>70の項又は71の項</u> に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項

	イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	に定める額を加算した額 <b>74の項又は75の項</b> に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額 (1) (2) 以外のもの <b>174,600円</b> (2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの <b>120,700円</b>		イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	に定める額を加算した額 <b>70の項又は71の項</b> に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額 (1) (2) 以外のもの <b>171,480円</b> (2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの <b>118,560円</b>
<b>77</b>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 ( <b>78の項</b> に規定する審査を除く。)	<b>74の項又は75の項</b> に定める額に2分の1を乗じて得た額	<b>73</b>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 ( <b>74の項</b> に規定する審査を除く。)	<b>70の項又は71の項</b> に定める額に2分の1を乗じて得た額
<b>78</b>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。) ア イ以外の場合	次に掲げる額  <b>74の項又は75の項</b> に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に	<b>74</b>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。) ア イ以外の場合	次に掲げる額  <b>70の項又は71の項</b> に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に



	イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	<p>定める額を加算した額</p> <p><b>74の項又は75の項</b>に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2)以外のもの</p> <p><b>174,600円</b></p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの</p> <p><b>120,700円</b></p>		イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	<p>定める額を加算した額</p> <p><b>70の項又は71の項</b>に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2)以外のもの</p> <p><b>171,480円</b></p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの</p> <p><b>118,560円</b></p>
<u>79</u>	(略)	(略)		<u>75</u>	(略)
<u>80</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 (79の項に規定する審査を除く。) ア～エ (略)	(略)		<u>76</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 (75の項に規定する審査を除く。) ア～エ (略)
<u>81</u>	(略)	(略)		<u>77</u>	(略)
<u>82</u>	(略)	(略)		<u>78</u>	(略)
<u>83</u>	(略)	(略)		<u>79</u>	(略)
<u>84</u>	(略)	(略)		<u>80</u>	(略)